



長野県報

12月13日(木)
平成24年
(2012年)
第2429号

目 次

条 例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）	4
医療法施行条例（医療推進課）	4
長野県食品安全・安心条例（食品・生活衛生課）	4
食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	6
職業能力開発促進法施行条例（人材育成課）	7
県道の構造の技術的基準等に関する条例（道路管理課・道路建設課）	7
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	8
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	8
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	12
長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例（組織犯罪対策課）	12

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	13
国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）	13

告 示

平成24年12月7日長野県議会定例会において認定された平成23年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	14
平成24年11月16日専決処分した平成24年度補正予算の要領（財政課）	21
平成24年12月7日成立した平成24年度補正予算の要領（2件）（財政課）	21
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）	22
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	22
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	23
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）	23
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	24

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	25
一般競争入札（税務課）	25
行政書士法に基づく行政書士の処分（市町村課）	26
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	26
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	27
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	27
一般競争入札（生活排水課）	27
地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）	29

本号で公布された条例のあらまし

◇ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 国民健康保険法の一部改正により、市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合が100分の9（改正前100分の7）に引き上げられたため、普通調整交付金と特別調整交付金の比率（現行6：1）を次のとおりとしました。
 - (1) 平成24年度から平成26年度まで 普通調整交付金8：特別調整交付金1
 - (2) 平成27年度以降 普通調整交付金6：特別調整交付金3
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 医療法施行条例（条例第75号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、次の事項を定めました。
 - (1) 基準病床制度における既存病床数等を算定する場合の補正の方法
 - (2) 専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所
 - (3) 病院又は療養病床を有する診療所における従業者及び施設
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県食品安全・安心条例（条例第76号）

- 1 食品の安全・安心のための施策を総合的に推進することにより、食品の安全性と県民の信頼の確保を図るため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 食品の安全・安心のための基本理念を定めました。
 - (2) 食品の安全・安心に関し、県、食品関連事業者の責務及び県民の役割を定めました。
 - (3) 知事は、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するため、その基本的方向等を内容とする基本指針を策定することとした。
 - (4) 施策の基本となる事項として、次の事項その他所要の事項を定めました。
 - ア 県は、食品の安全・安心のための施策について県民などに意見を求めるとともに、県、県民及び食品関連事業者等の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることなど必要な措置を講ずることとしました。
 - イ 県内の食品関連事業者が食品等の自主回収を行った場合、当該食品等の名称、回収する理由などを知事に報告しなければならないこととし、県は、その内容を公表することとしました。
 - ウ 県は、本県特有の施策として野生のこ及び野生鳥獣の肉の安全性の確保対策を講ずることとしました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第77号）

- 1 食品衛生法施行令の一部改正に伴い、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 職業能力開発促進法施行条例（条例第78号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、次の事項を定めました。
 - (1) 県が設置する公共職業能力開発施設以外の施設において行う職業訓練に関し必要な事項
 - (2) 県が行う職業訓練の基準
 - (3) 県が設置する公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 県道の構造の技術的基準等に関する条例（条例第79号）

- 1 道路法の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法及び自動車専用道路と道路等との交差の方式の特例を定めました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第80号）

- 1 長野県駒場公園について、中央広場及び長野県佐久創造館を除き佐久市に移管することに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第81号）

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により、低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設されたことに伴い、認定に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第82号）

- 1 第1期長野県高等学校再編計画に基づき、長野県飯田工業高等学校と長野県飯田長姫高等学校を統合し、長野県飯田O I D E長姫高等学校を設置するほか所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第83号）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により条項ずれが生じた同法の規定を引用している規定の整理を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-



国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第74号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例（平成17年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第4項及び第5項の規定は、平成24年度における調整交付金から適用する。

（経過措置）

2 平成24年度から平成26年度までの間における普通調整交付金の総額については、新条例第2条第4項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の9分の8に相当する額とする。

3 平成24年度から平成26年度までの間における特別調整交付金の総額については、新条例第2条第5項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の9分の1に相当する額とする。

健康福祉政策課

医療法施行条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第75号

医療法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（既存病床数等の補正等）

第2条 法第7条の2第4項の規定による補正は、既存の病院若しくは診療所又は同条第1項から第3項までの申請に係る病院若しくは診療所の機能及び性格を考慮して、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第7条の2第5項の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

（専属の薬剤師を置かなければならない病院等）

第3条 法第18条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所の開設者は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者とする。

（病院が有しなければならない従業者及び施設）

第4条 法第21条第1項第1号の規定による条例で定める従業者は、次に掲げる従業者とし、その員数は、規則で定める。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 療養病床を有する病院にあっては、理学療法士及び作業療法士

2 法第21条第1項第12号の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げる施設）とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により委託する業務のうち規則で定めるものに係る施設を除く。）
 - (2) 談話室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
- （療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及び施設）

第5条 法第21条第2項第1号の規定による条例で定める従業者は、次に掲げる従業者とし、その員数は、規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

2 法第21条第2項第3号の規定による条例で定める施設については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる施設（療養病床を有しない病院にあっては、第1号に掲げる施設）」とあるのは、「次の各号（第1号を除く。）に掲げる施設」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県食品安全・安心条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第76号

長野県食品安全・安心条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条—第19条）
- 第3章 自主回収の報告（第20条）
- 第4章 雜則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進し、もって食品の安全性を確保し、その安全性に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

(2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。

(3) 食品関連事業者 食品等の生産、採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵又は販売の事業を行う者をいう。

(4) 食品の安全・安心 食品の安全性が確保され、それにより県民が安心することができるとこをいう。

(基本理念)

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであることに鑑み、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、行われなければならない。

3 食品の安全性の確保は、県、食品関連事業者及び県民の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより行われなければならない。

4 食品等の生産から消費に至る行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、食品の安全性の確保は、このために必要な措置がその行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

5 県民が安心して食品を摂取するためには、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、信頼することが必要であることに鑑み、食品の安全・安心のための施策は、県、食品関連事業者及び県民が食品の安全性の確保に関する情報及び意見の交換を通じて、相互に理解し、及び協力して行わなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による食品の安全・安心のための施策の策定に当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

3 県は、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な食品安全性に関する情報を提供するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行なうに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品等の生産から販売に至る一連の行程（第17条において「食品供給行程」という。）の各段階において、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じなければならない。

2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 食品関連事業者は、食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めなければならない。

4 食品関連事業者は、食品の安全性を確保するため、自主的な衛生管理に努めなければならない。

5 食品関連事業者は、県が実施する食品の安全・安心のための施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全性に関する知識と

理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食品の安全・安心のための施策及び食品関連事業者が行う食品の安全・安心に関する取組について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行なうよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本指針)

第7条 知事は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 食品の安全・安心のための施策に関する基本的方向

(2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民及び食品関連事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(関係法令に基づく措置)

第8条 県は、食品関連事業者による食品等の適切な管理が行われるようにするため、関係法令に基づき、食品関連事業者に対する監視及び指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(食品等の適正な表示の推進)

第9条 県は、食品等の表示が適正に行われるよう食品関連事業者に対する監視及び指導を実施するとともに、食品等の表示に関する制度の適切な運用その他必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な取組の推進)

第10条 県は、食品関連事業者が行なう自主的な食品の安全・安心に関する取組を促進するため、食品関連事業者が組織する団体等との連携を図り、食品関連事業者に対する情報の提供及び指導その他の支援を行うものとする。

(食品の安全性に関する知識の普及等)

第11条 県は、県民が食育に関する活動その他の機会を通じて食品の安全性に関する知識と理解を深めることができるようするため、正確かつ適切な食品安全性に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第12条 県は、食品の安全・安心のための施策について県民及び食品関連事業者の意見を求めるとともに、県、県民、食品関連事業者等の関係者が相互に食品安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(野生のこによる健康被害の防止)

第13条 県は、野生のこによる健康被害の発生の防止を図るため、野生のこを取り扱う食品関連事業者に対する指導、その発生の防止のための普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(野生鳥獣の肉の安全性の確保)

第14条 県は、食用に供する野生鳥獣の肉の安全性を確保するため、野生鳥獣の肉を取り扱う食品関連事業者に対する指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報収集等)

第15条 県は、食品関連事業者及び県民に正確かつ適切な食品安全性に関する情報を提供するため、食品等の安全性に関する情報の収集及び分析その他必要な措置を講ずるものとする。

(国、地方公共団体及び関係団体等との連携)

第16条 県は、食品の安全・安心に関し、国及び他の地方公共団体との情報の共有、意見交換及び連携等に努めるものとする。

2 県は、食品の安全・安心のための施策を推進するに当たり、県民又は食品関連事業者が組織する団体等との連携に努めるものとする。

(監視及び検査体制の整備)

第17条 県は、食品安全性を確保するため、食品供給行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第18条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第19条 県は、食品安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 自主回収の報告

(自主回収の報告)

第20条 県内に事業所、事務所その他事業を行う場所を有する食品関連事業者は、その生産、採取、製造、輸入、加工又は販売をした食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定（同法第19条第2項の規定にあっては、規則で定める場合に限る。）に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合

(2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合

3 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を公表するものとする。

4 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう指導等を行うものとする。

5 第1項の規定による報告をした食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した期日その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

第4章 雜則

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(放射性物質による食品への影響に対する対応)

2 県は、食品の安全・安心のための施策を実施するに当たり、近時の放射性物質による食品への影響に対する県民の不安を解消す

ることに特に留意するものとする。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の11の項の次に次のように加える。

11の2 長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの	長野市
(1) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理	
(2) 第20条第3項の規定による食品等の回収の報告の内容の公表	
(3) 第20条第4項の規定による指導等	
(4) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理	

食品・生活衛生課

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第77号

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品衛生法施行条例

第1条中「第50条第2項及び第51条」を「及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。次条及び別表第1において「政令」という。）」に、「より、公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業の施設」を「基づき、法の施行」に、「の基準について」を「必要な事項を」に改める。

第3条中「営業」を「法第51条の規定により条例で定める営業」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「公衆衛生」を「法第50条第2項の規定により条例で定める公衆衛生」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第2条 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。

(2) 検査又は試験のために必要な機械及び器具で知事が定めるものを備えること。

2 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第1中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表の第1の9の(2)のア中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）」を「政令」に改める。

別表第2中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

職業能力開発促進法施行条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第78号

職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行う職業訓練)

第2条 県は、法第15条の6第1項ただし書の規定により、次項に定める職業訓練を公共職業能力開発施設（法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設で県が設置するものをいう。次条において同じ。）以外の施設において行うものとする。

2 前項の規定により行う職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなして行う職業訓練)

第3条 県は、法第15条の6第3項の規定により、次項に定める職業訓練を実施するため必要があるときは、当該職業訓練について、公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなして当該教育訓練を受けさせることによって行うものとする。

2 前項の規定により行う職業訓練は、次に掲げる職業訓練とする。

(1) 職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練

(2) 前号に掲げるもののほか、公共職業能力開発施設において行うよりも効率的に行うことができる職業訓練で知事が定めるもの

(職業訓練の基準)

第4条 法第19条第1項の規定による条例で定める基準は、教科、訓練時間、設備その他の規則で定める事項に関し規則で定める。(職業訓練指導員の資格)

第5条 法第28条第1項の規定による条例で定める者は、同条第2項に規定する職業訓練指導員免許を受けた者その他規則で定める者とする。

2 法第30条の2第1項の規定による条例で定める者は、相当程度の知識又は技能を有する者として規則で定める者とする。

(手数料)

第6条 第2条第1項又は第3条第1項の規定により行う職業訓練を受けようとする者（職業の転換を必要とする求職者その他知事が定める求職者を除く。）は、技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）第8条第1項の表に規定する知事が定める額の手数料を納めなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

人材育成課

県道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第79号

県道の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3ただし書の規定により、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法及び自動車専用道路と道路等との交差の方式の特例について定めるものとする。

(県道の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項の規定により条例で定める県道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について、地域の特性等を勘案して規則で定める。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 待避所
- (9) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県道の構造について必要な事項
(県道に設ける道路標識の寸法)

第3条 法第45条第3項の規定により条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、交通の安全及び円滑の確保、地域の特性等を勘案して規則で定める。

(自動車専用道路と道路等との交差の方式の特例)

第4条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

道路管理課
道路建設課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第80号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「長野県風越公園」の次に「、長野県駒場公園」を加える。

別表第2の2中

庭球競技場	
長野県松本平広域公園	長野県駒場公園
—	—
—	—
—	—
—	—
コート1面について 1,400円	コート1面について 1,400円
〃 1,600円	〃 1,600円
〃 2,800円	〃 2,800円
〃 1,400円	—
—	—
1人について 300円	1人について 300円
〃 100円	〃 100円
〃 300円	〃 300円
〃 100円	〃 100円
〃 600円	〃 600円
〃 200円	〃 200円
—	〃 300円
—	〃 100円

庭球競技場
—
—
—
—
コート1面について 1,400円
〃 1,600円
〃 2,800円
〃 1,400円
—
1人について 300円
〃 100円
〃 300円
〃 100円
〃 600円
〃 200円
—
—

を

に改め、同表の3を削り、

同表の4を同表の3とし、同表の5を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の8を同表の7とし、同表の9を同表の8とし、同表の10を同表の9とし、同表の11を同表の10とし、同表の12を同表の11とし、同表の13を同表の12とし、同表の14を同表の13とし、同表の15を同表の14とし、同表の16を同表の15とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

都市計画課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第81号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の74の3の項の次に次のように加える。

74の4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		単位	金額
(1) 法第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に対する審査		1件	68の項の(1)のアからウまでに定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)のアからウまでに定める額
(2) 法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） (イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅 (ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	7,000円 7,000円 11,000円 19,000円 30,000円 50,000円 87,000円 130,000円 170,000円 180,000円 11,000円 29,000円 86,000円 130,000円 160,000円 210,000円
	イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅 (イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅 (ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	34,000円 34,000円 68,000円 96,000円 130,000円 190,000円 270,000円 370,000円 490,000円 570,000円 230,000円

		建築物	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	〃	370,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	530,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	〃	650,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	〃	770,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	〃	880,000円
(3) 法第55条 第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 当該変更に係る計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅 (イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅 (ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	(7) 1戸建ての住宅	〃	4,000円
			申請する戸数が1のもの	〃	4,000円
			申請する戸数が1を超えるもの	〃	6,000円
			申請する戸数が5を超えるもの	〃	10,000円
			申請する戸数が10を超えるもの	〃	15,000円
			申請する戸数が25を超えるもの	〃	25,000円
			申請する戸数が50を超えるもの	〃	43,000円
			申請する戸数が100を超えるもの	〃	68,000円
			申請する戸数が200を超えるもの	〃	86,000円
			申請する戸数が300を超えるもの	〃	92,000円
イ ア以外の場合		(7) 1戸建ての住宅 (イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅 (ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	〃	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	〃	15,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	43,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	〃	67,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	〃	85,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	〃	100,000円
			(7) 1戸建ての住宅	〃	17,000円
			申請する戸数が1のもの	〃	17,000円
			申請する戸数が1を超えるもの	〃	34,000円
			申請する戸数が5を超えるもの	〃	48,000円
		(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	申請する戸数が10を超えるもの	〃	67,000円
			申請する戸数が25を超えるもの	〃	97,000円
			申請する戸数が50を超えるもの	〃	130,000円
			申請する戸数が100を超えるもの	〃	180,000円
			申請する戸数が200を超えるもの	〃	240,000円
			申請する戸数が300を超えるもの	〃	280,000円
			床面積の合計が300平方メートル以内のもの	〃	110,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	〃	180,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	〃	260,000円

		床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	〃	320,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	〃	380,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	〃	440,000円

- (備考) 1 この項の(2)又は(3)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、それぞれの棟に応ずる(2)又は(3)に定める額を合算した額とする。
- 2 この項の(2)のアの(イ)若しくはイの(イ)又は(3)のアの(イ)若しくはイの(イ)の場合において、一の申請に係る計画に住宅の共用部分（以下この項において「共用部分」という。）が含まれているときは、これらの規定に定める額に、付表の左欄及び中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額とする。
- 3 次の(1)から(4)までに掲げる規定の場合において、一の申請に係る計画に住戸以外の部分（共用部分を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該規定に定める額（備考の2の規定の適用がある場合にあっては、備考の2の規定を適用して算定した額）に、当該住戸以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の(1)から(4)までに定める規定に定める額を加えた額とする。
- (1) この項の(2)のアの(イ) 同アの(ウ)
 (2) この項の(2)のイの(イ) 同イの(ウ)
 (3) この項の(3)のアの(イ) 同アの(ウ)
 (4) この項の(3)のイの(イ) 同イの(ウ)
- 4 この項の(2)又は(3)の場合において、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、この項の(2)又は(3)に定める額に、68の項の(1)のアからウまでに定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)のアからウまでに定める額を加えた額とする。

(付表)

左欄	中欄	右欄
(2)のアの(イ)の場合	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
	共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,000円
	共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	86,000円
	共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	160,000円
	共用部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(2)のイの(イ)の場合	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	100,000円
	共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	170,000円
	共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	270,000円
	共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	350,000円
	共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	420,000円
	共用部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
(3)のアの(イ)の場合	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
	共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	15,000円
	共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	43,000円
	共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	67,000円

	共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	84,000円
	共用部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	100,000円
(3)のイの(イ)の場合	共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	54,000円
	共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	89,000円
	共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	170,000円
	共用部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	210,000円
	共用部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	240,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築指導課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第82号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県犀ヶ高等学校の項を削り、同表中

長野県飯田工業高等学校	飯田市	を
長野県飯田長姫高等学校	飯田市	

長野県飯田O I D E長姫高等学校	飯田市	に
--------------------	-----	---

改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第83号

長野県暴力団排除条例の一部を改正する条例

長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

組織犯罪対策課